

魚津市告示第65号

商工振興室設置要綱を次のように定める。

平成31年4月1日

魚津市長 村椿 晃

商工振興室設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、魚津市行政組織規則（平成21年魚津市規則第5号）第5条の規定に基づき、商工振興室の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 新分野の産業育成及び企業誘致を推進することにより、一層の産業振興を図るため、商工観光課に商工振興室（以下「振興室」という。）を設置する。

(振興室の係)

第3条 振興室に創業支援・企業立地係及び商工労働係を置く。

(分掌事務)

第4条 振興室及び振興室の係の分掌事務は、次のとおりとする。

創業支援・企業立地係

- (1) 創業者支援に関すること。
- (2) 新分野産業の創出等に関すること。
- (3) 企業立地及び工場適地調査に関すること。
- (4) 企業誘致に必要な用地の取得等に関すること。

商工労働係

- (1) 商業、工業及び鉱業の振興に関すること。
- (2) 商業、工業及び鉱業団体に関すること。
- (3) 雇用安定に関すること。
- (4) 商店街振興組合の設立認可に関すること。
- (5) 中小企業の融資あっせんに関すること。
- (6) 度量衡に関すること。
- (7) 運輸及びエネルギーに関すること。
- (8) 職業訓練に関すること。

- (9) 内職のあっせんに関する事。
- (10) 労働者の福祉に関する事。
- (11) その他労政に関する事。
- (12) 中心市街地のまちづくり施策の調査、企画、立案及び調整に関する事。

(職及びその職務)

第5条 振興室に、必要に応じ、次の表の左欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ上司の命を受け、同表の右欄に定めるとおりとする。

職	職務
室長	振興室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
室長代理	室長を補佐し、室長に事故があるときは、その職務を代行する。
係長	係の事務を統轄し、係員を指揮監督する。
主査	担当事務を掌理する。
主任	担当事務を掌理する。
主事	事務に従事する。

(事務処理の原則)

第6条 振興室の事務処理については、この要綱に定めるもののほか、魚津市事務決裁規程（平成12年魚津市訓令第2号）、魚津市文書取扱規程（平成12年魚津市訓令第3号）、魚津市予算の編成及び執行に関する規則（平成29年魚津市規則第2号）、魚津市会計規則（平成29年魚津市規則第3号）、魚津市契約規則（平成29年魚津市規則第4号）及び魚津市公印規則（昭和32年魚津市規則第1号）の規定を準用する。

(文書の記号)

第7条 推進室の文書の記号は、「商」とする。

(細則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、振興室に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。